

# 2025 年度(令和 7 年度) 事業計画書

公益財団法人 横浜 YWCA

## I 事業活動方針

すべての人びとにとっての自由と尊厳、正義と平和、持続可能な環境の実現に寄与することを目的とする横浜 YWCA の社会的責任と役割を全うするため、2023 年度は、前年度までの事業の成果と実績を踏まえ、引き続き公益目的事業の安定と強化に努める。また、2015 年度に会館の改修工事を終えたことから、長期的な視点にたって今後を見据え、公益目的事業の内容、会館利用の在り方、及び収益構造の見直しを、専門家の助言を得ながら行う。

## II 個別の事業計画

### (1) 生きづらさを感じる女性の自立支援

#### 生きづらさ・働きづらさを感じる女性の自立支援 Y カフェ・パーショ

精神的な辛さを抱える女性や、生きづらさ働きづらさと付き合いながら就労を目指す女性が、会館 1 階にある「Y カフェ パーショ」における実習を通じて、就労に必要な力を身に付ける／取り戻すことができるよう支援を行う。横浜市職場実習事業の実習協力事業所として、また横浜市認定生活困窮者就労訓練事業協力所としても登録し、それぞれ送り先団体と連携を図りながら就労支援を行う。また、よこはま若者サポートセンターや青少年相談センター、地域の若者支援団体からの実習生受け入れも継続する。カフェでの実習をより充実したものとし、また財政的にもより安定した運営とするため、広報に努め、リピーター顧客の増加を目指す。

また、地域に居場所がなく、自宅と学校もしくは自宅と病院など、限られた場所で生活をしている女性に向け、カフェをサードプレイスの役割を果たす場として提供する。安全に社会とつながれる場としてこれまでに市内の特別支援高等学校や児童自立支援施設などから受け入れを行ってきた。今後も、自主学習の場や、多世代との交流の場、社会体験を提供する場など対象者に合わせて多様な場を提供し、ここから一歩足を踏み出して社会とつながるための足掛かりとなる場として活動を継続していく。

- 生きづらさ働きづらさを感じる女性の職場実習(週 4 日)
- 生きづらさを感じる女性の地域移行支援
- 多世代多様な背景を持つ人を受容するカフェの運営(週 4 日)
- 新メニューの開発
- 集客を目的とする企画の実施(随時)
- 交流を目的とする企画の実施(随時)
- 実習生・ボランティア・職員を対象とする研修(随時)

### 若年女性の自立支援

相談支援につながりにくく、かつ性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に 10 代から 20 代の若年女性に対し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を支援する。

研修やスーパーバイズを職員・ボランティアを対象に行い、質の高い支援の確保に努める。またメンタルケアを日常的に行い、バーンアウトを防ぎ、専門性の高いスタッフが継続して支援を行えるよう努める。

加えてこれまでに培ってきた連携関係・ネットワークを活かし日常的に密接な情報共有・連携を図ると共に、さらなる連携強化・ネットワークづくりを行うことで、問題の早期発見に努め、複雑化・重層化に対応する。

- SNS アウトリーチ(週 3 日)
- 10 代・20 代の女性のための健康相談(月 1 回)
- 相談対応(週 3 日)
- 一時的な安心安全な居場所の提供に関する支援(随時)
- 自立支援(随時)
- 実習生・ボランティア・職員を対象とする研修(随時)

社会的養護を必要とする高齢女子児童の自立支援 自立援助ホーム カルーナよこはま

社会的養護を必要とする高齢女子児童(15 歳から 22 歳)に安心安全に暮らせる住まいと環境を提供し、社会で自律して生きていくことができるまでを支援する「自立援助ホーム」の運営を行う。

そのために、15 歳から 22 歳までの社会的養護を必要とする女子児童 6 名が入居可能なホームを 2025 年 4 月 1 日に開設し、居場所を提供し、自立に向け受容と見守りをキーワードに一人ひとりに学習・就活・その他の支援を YWCA のボランティアメンバー及び、弁護士・カウンセラー等専門家の協力を得ながら行う。

初年度である 2025 年度は、特に次の 2 点に力を入れる。①支援に関わる職員・ボランティアの養成、及び安定した運営体制の確立。具体的には、自立援助ホーム協議会開催の研修等への参加、弁護士・カウンセラー等による定期的なスーパービジョン、京都 YWCA「カルーナ」及び福岡 YWCA「カルーナ FUKUOKA」と共同しての勉強会及びホーム長会議の開催、カルーナ運営委員会の開催等を行う。②関係機関等との連携強化、及び支援に必要なネットワークの構築・強化。ネットワーク構築・強化にあたっては、これまでに横浜 YWCA「暴力を受けた女性の支援 ゆう」「生きづらさを感じる女性の就労支援 パーシヨ」、及び「横浜市若年女性支援モデル事業」で培った関係性を活かす。

- 社会的養護を必要とする高齢女子児童の自立支援
- 支援に関わる職員・ボランティアの養成、及び安定した運営体制の確立
- 関係機関等との連携強化、及び支援に必要なネットワークの構築・強化
- 市民啓発プログラムの開催及び支援者の拡大

## (2) 暴力を受けた女性支援

主に配偶者や恋人からの身体的・精神的・経済的暴力等で苦しむ女性が、その人らしく、安心・安全・健康に生きていけるよう、同じ女性の立場で、心理カウンセリング、女性のための法律講座及び弁護士相談を提供する。また、暴力が起こる構造を正しく理解し、一人ひとりに寄り添える市民が地域社会において増えるよう、啓発活動としての一般向け講座や暴力を受けた女性を支援する支援者向け講座の実施やスーパービジョンサービスの提供を行う。

- 女性カウンセラーによる心理カウンセリング(毎週月午前、毎週水午前・午後・夜間、毎週木午前・午後、毎週金午前・午後、毎週土午前・午後・夜間)
- 女性のための法律講座及び女性弁護士による法律相談(年 12 回)
- 支援者のためのスーパービジョン
- 一般向け講座

### (3) 女性の心身の健全な育成と福祉の増進に資する各種プログラム

身体を動かすことや声を出すことによる健康づくりの機会と、共通の趣味をもつ仲間づくりの機会として、「のびのびコーラス」、「健身気功」、「脳も鍛える体操教室」、「転倒予防、骨折防止 高年のための健康体操《初級》」、「シニアサロン ティールームよこはま」(を定期的で開催する。「ADL 体操教室」は、2025 年度から「シニアサロン ティールームよこはま」の一環として開催する。

また、豊かな人間性を探求する機会として、個人の信仰に関係なく聖書を客観的に読みながら自由に意見交換を行う「聖書を冒険する会」(月 1 回)を開催する。

- のびのびコーラス(月 2 回、第 2・第 4 水曜)
- 健身気功(月 2 回、第 1・3 金曜)
- 高齢者を対象にした、介護予防・交流の場 「ティールームよこはま」(毎月第 1・3 木曜日のお楽しみプログラムと、第 2・4 水曜日の ADL 体操教室)
- 脳も鍛える体操教室(隔週月曜)
- 転倒予防、骨折防止 高年のための健康体操 《初級》(隔週月曜)
- 聖書を冒険する会(月 1 回)

### (4) 地域社会の健全な発展及び人材育成に資する各種プログラム

すべての人の自由と尊厳、正義と平和、持続可能な環境が守られる社会に対する深い理解をもち、そのような社会の実現に貢献するボランティアの養成を行う。

無料で開放しているコミュニティスペース「わみゅう」では、女性の経済的自立のために必要な取り組みについての理解を深めるフェアトレード商品及び地域福祉作業所等の制作品の展示紹介・販売を継続して行う。また、自助(セルフヘルプ)グループや市民グループへのスペース貸し出し支援も継続して行う。

- フェアトレード商品及び地域福祉作業所制作品の展示紹介・販売(常時)
- ボランティア養成(随時)
- 自助(セルフヘルプ)グループや市民グループへのスペース貸し出し支援(随時)
- YWCA オープンデー(随時)

### (5) 人権の尊重及び国際平和に資する各種プログラム

多文化共生の考え方や多様な生き方への理解促進を目指したイベントを開催する。また、平和問題や世界の政治経済社会構造、女性の置かれている状況等の国際的な問題について理解を深める講座の開催を行う。

- 多文化共生の考え方や多様な生き方への理解促進を目指したイベントの開催(随時)

- 平和問題学習会・国際理解講座及び平和行動(随時)
- 女性(おんな)の生き方をテーマとする語り合いの場の開催(年2回程度)

(6) 会員等の研修及び相互の交流

横浜 YWCA の目的と事業に対する会員の理解を深め、また会員相互の交流を目的とする機会をもつ。

- 会員交流会の開催

(7) 収益事業

公益目的事業の健全かつ安定した運営のため、収益確保に努める。新規利用を増やすとともに、既存利用者の定着・維持に努め、また貸室事業の効率的な運営を図る。

以上